



# 一般廃棄物処理・浄化槽清掃業

## 許 可 証

住 所 神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667 番地

氏 名 株式会社 アクト・エア

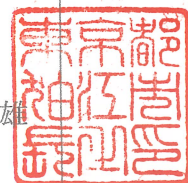
代表取締役 富岡 康則

( 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例  
( 第 44 条第 1 項・~~第 51 条第 1 項~~ ) の規定により、下記のとおり許  
可する。

令和 6 年 12 月 24 日

狛江市長 松原 俊雄



### 記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ・資源物

2 許可の区分 収集・運搬

3 作業場所 市内事業所

4 運搬又は処分先

生ごみ・紙くず  
ダンボール  
新聞・雑誌  
牛乳パック  
ビン・缶  
ペットボトル  
発泡スチロール  
プラスチック類  
鉄類・木くず

(株) アクト・エア  
総合リサイクル  
センター

5 許可期間 令和 7 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで

## 許可条件

- |                               |
|-------------------------------|
| (1) 廃棄物関係法令を遵守すること            |
| <del>(2) 浄化槽関係法令を遵守すること</del> |
| (3) 資源化及び減量化に努めること            |
| (4) 市の指示に従うこと。                |
| (5) その他                       |

# 変 更 事 項

## 7 変更許可

変更許可年月日 及び文書番号	変 更 許 可 内 容	印
令和 年 月 日 許可一廃第 号		
令和 年 月 日 許可一廃第 号		
令和 年 月 日 許可一廃第 号		

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に狛江市長に対して審査請求をすることができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に狛江市を被告として（訴訟において狛江市を代表する者は狛江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えはその審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 正当な理由があるときは、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月を経過した後又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、1の審査請求又は2の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。